

令和8年第1回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月7日(水) 午後3時00分～午後4時05分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 中山政俊	3番 平田菊典
4番 井手創一	6番 山口正則	7番 白津知範
8番 石川利恵	9番 曲淵俊之	10番 古賀由紹
11番 宮崎太享	12番 山添 明	13番 袈裟丸一彦
14番 河上和則	15番 宮崎隆広	16番 能隅良子
17番 吉田 哲	18番 堤 正廣	19番 阿部 太
4. 欠席委員
5番 大場將夫
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第1号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第2号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第3号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について
 - ・議案第4号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について
 - ・議案第5号
農地利用最適化推進委員の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	中島 耕作
農地係職員	大鶴 慎士
振興係長	樋田 敏史
振興係職員	並木 菜月
浜玉市民センター主査	小楠 裕美
巖木市民センター係長	富田 浩之
相知市民センター主査	徳島 千恵
北波多市民センター職員	吉田 幸司
鎮西市民センター職員	松本 愛香
七山市民センター主査	内田 昭一

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号5番大場将夫委員から会長宛に欠席届が提出されておりますので報告いたします。ただいまの出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和8年第1回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に12番山添明委員、議席番号13番袈裟丸一彦委員を指名いたします。 事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について4件、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について20件、議案第3号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について1件、議案第4号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について1件、議案第5号農地利用最適化推進委員の決定について1件、計27件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。 なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。

また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思えます。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第1号から第5号までの5議案27件でございます。

それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。

まず説明に入ります前に、すみません。資料図の差し替えがございます。机上に一枚紙、1ページから2ページの分の差し替えを置いておりますので、その分の差し替えをお願いいたします。理由としまして、申請地の北東側の角地を地権者が住宅建築用地に残したいという要望が出ているにも関わらず、計画図はそうなっておりますが、資料図から省いておりますので、角が外れたようになっております。そちらのほうが正式な資料図になりますので、よろしく願いいたします。

では説明に戻ります。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で2,889平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、特定建築条件付き売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の

概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、開発協議、団地等造成、法定外公共物、道路・水路改築申請、水路占用申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大77センチの盛土を施し、整地し、北側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、南側はコンクリートブロックおよび縁石を設置し、土留めを行い、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は新設の道路側溝および集水柵を介して北側道路の既存道路側溝へ接続放流させ、汚水も新設道路に埋設する排水管を介して北側道路の公共下水道に接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
す。

古賀由紹委員 失礼します。古賀でございます。先週29日の日に東部調査会で現地確認をしていただきました。内容としては先ほど事務局から説明頂いたとおりでございますが、資料図のほうの2ページ目をぜひ見ていただきたいと思います。当該地の左側にずっと枝番のついた地番が載っておりますが、この分は昨年4月7日の日の総会で特定建築条件付き売買予定地として転用申請がされた部分で、地元の推進委員さんによりますと、もう相当部分売り渡しまで進んでいるというお話がございました。そういうことで現地を見ていただきまして、特に隣接地もそのようなかたちで進んでおりますので、やむを得ないだろうということでございました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は595平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、特定建築条件付き売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用許可、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大43センチの盛土、1.45メートルの切土を施し、整地し、北側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、北側はグレーチングを設置し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は新設の進入路を介して北側道路の既存道路側溝へ接続放流させ、汚水も敷地内に埋設する排水管を介して北側道路の公共下水道に接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 はい。7番の白津です。12月の29日の日に東部調査会で調査をしてもらいました。この場所付近は新しく住宅地になっている所でありまして、何も問題はないということでありましたので、ご報告をいたします。審議のほうをよろしくお願ひいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は975平方メートルです。現況は、

休耕地となっております。目的は、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大20センチの盛土、切土を施し、整地し、北側にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側の既存水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いしま

す。

河上和則委員

はい。14番河上です。南部調査会として1月の5日の日に現地確認を行いました。この図で示してあるように、住宅地の一角にある休耕地で、転用やむなしということで調査会としては結論を出したところです。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田4筆、面積は合計で12,086平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、配送センターおよび事務所です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのと

おりです。

今回のこの案件が10,000平米を超えるため、現地の写真をプロジェクターによって掲示させていただきます。まず1番ですけど、1番は敷地の北側のほうから見た所になります。この位置にだいたい調整池ができるようになっております。2番が少し西側のほうに行った場所ですね。ここも同じように調整池ができる場所になります。3番が西側から見た、ここが入り口、進入口になる予定の場所です。4番がちょうどこの手前の角、交差点の所から見た所になります。5番が南側に道路がありますので、道路のほうから見たかたちになります。ここは、大型は通らない予定で計画をされております。この6番は、南側から見て、敷地のちょうど中央部を見た所になります。これから7、8、9番といきますけど、ちょうど施設の真ん中のへんで7番が北東側を見た状態ですね。8番が逆に南側を見た状態です。9番が西側を見た状態ですね。10番のほうは東側の角から見た状態です。その水路は使いませんので、そこはいじらない予定でおります。11番、この水路はそのまま利用しますので、ここは転用で変わることはありません。12番は東側から見た状況です。13番はこの水路と、奥のほうに水路が少し見えていますが、敷地から出てきた水が合流する場所になります。14番が最後に敷地から出てくる水路はこの水路を通過して流れるようになっております。以上で現地の写真を終わりますが、よろしいでしょうか。はい。

説明に戻らせていただきまして、許可基準ですけど、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発協議、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.55メートルの盛土を施し、整地し、周囲にはコンクリートブロックおよびU型擁壁を新設し、土留めを行い、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は建物周囲に新設する側溝を通り、駐車場兼用の調整池を介して北側の既存水路へ接続放流させ、汚水も敷地内に新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。なお、今回の転用申請にあたり、昨年から2回住民説明会を開催され、要望を聞き、対応されております。

次に立地基準ですが、第1種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

井手創一委員 4番の井手です。12月27日に南部調査会で現地を確認

いたしました。さっき写真にあまり写っていませんでしたが申請地の南側は住宅がかなり広がっております。資料図のとおり、防災対策として約900メートルの調整池があり、敷地の周囲はL型擁壁となっているので、土砂流出もないと思われれます。また既設の農業用の用排水は現況の機能を活かしたままなので、周囲の農業に与える影響はないものと思われれます。調査会では問題なしということで異議はございませんでした。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。はい。曲淵委員。

曲淵俊之委員 巖木の曲淵です。建設地のすぐ南のほうに住宅団地があるようですが、こういった所の住民の了解は取れているということによろしいですか。

農地係長 はい。2回ほど住民説明会をされまして、ずっと要望を聞かれております。今のところは反対ということは聞いてないので、ここから苦情が出ることはないかとは思っております。

議長 よろしいですか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員 すみません。細かいことで申し訳ございません。今日、配付いただいたカラー刷りのものですが、先ほどの写真を撮った方向を書いていたところでございます。左のほうに緑の部分、これが全部調整池ということなのかなと想像したのですが、ただ、調整池と駐車場が重なっているので、私がイメージする調整池とちょっと違うので、実際どのような利用になるのか教えていただけると幸いです。以

上でございます。

議長 はい。事務局のほうから。

農地係長 はい。お答えします。ここは通常大雨のときだけ調整池として扱って、それ以外は従業員さんの駐車場として使われるということは聞いております。そういうのがあるのか県のほうにも確認しましたら、商業用地とかが駐車場にしてある所が調整池の機能を持っていることがかなりあるみたいですので、普段雨の降らないときは駐車場、雨が多いときは、ここに流れ込んだ分を後から配った資料の駐車場の柵の一番東側、角の所に排水柵と書いてありますけど、この柵を通じて結局は水路に流れていくようなかたちで計画をされております。ですので、通常はこの調整池が低くて、この敷地から雨水のエンピ管を通して大雨時だけここに流れ込んで、もう1つこの柵の近くに下のほうに流量を調整する暗渠がありますので、そこを抜けて、またこの柵を通して最終的に水路に流れるようなかたちで計画をされております。私も最初駐車場って何かなと思いましたが、通常調整池と作りは一緒みたいなんです。ただ、あんまり溜らないときが多いということで通常は駐車場に使わせてもらいたいということで計画されているみたいでございました。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について整理番号1番から議案集7ページの整理番号20番までを議題とします。この20件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。すみません。今回の説明に入ります前に、机の上に一部議案の差し替えを置いております。差し替えの内容としまして4ページの分になりますが、7番の案件が耕作面積にちょっと相違がございまして、同一世帯内の親の分の所有面積が反映されてなくて、耕作面積ゼロで貸付だけになっていたものですから、そちらに置いてある分に差し替えをよろしくをお願いします。

では説明のほうに戻ります。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が19件、区分地上権に関する案件が1件で、合計の20件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書の1ページから10ページまでをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これに補足の説明をさせていただきますと、今回の案件は耕作上の利便による近隣農地を取得する案件が多く、ハウス付きもございます。また1件福岡在住の方が購入する案件がありますが、実家の母の手伝いに週2回ほど通いで耕作されているということを聞いておりますので、申請を受けております。また、法人が9件ほど購入される案件もありまして、耕作放棄地を管理してもらえると期待をしております。なお、区分地上権の案件も1件ありますが、10月の転用案件で1か所風車の基礎が北西にずれたため、影響箇所が増えまして、追加で申請をされております。

以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員

すみません。9番から17番まで多くの農地を法人が購入なさいます。この法人はこれまでもいくつも農地、特に水田を購入されてきたというふうに思います。会社がある周辺では夏場は米を作って、それから今の時期はタマネギを作られているというふうに認識をしております。今回購入なさる予定地の所は、登記簿上は田でございますが、現況は畑になっているということで、いわゆる田としての利用はちょっと望めないような場所だと想像をしております。そういうところで、先ほど事務局のほうからは耕作放棄地になっているので、

それをうまく利用していただけることを期待しているというお話がございました。どのような農地の利用をなさる計画になっているのか、もし事務局がわかるようであれば教えていただければと思います。以上でございます。

議長 はい。事務局のほうから。

農地係長 はい。事業者のほうに確認をいたしましたところ、まずは作れる所からタマネギを作っていく、あときれいにしていって、最終的にかさ上げの計画もありそうですけど、一応そういうふう聞いております。この事業者はWCSとタマネギをメインにされておりますので、今回はタマネギというふう聞いております。以上です。

議長 よろしいですか。はい。ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 8 ページ、議案第 3 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について筆番号 1 番から議案集 1 2 ページ、筆番号 6 2 番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。すみません。今回 3 度目になりますけど、机の上に置

いている議案の書面と差し替えをお願いいたします。すみません。変更の内容としましては、貸借の期間の誤りと終期のうるう年の問題で、28日になっているところが、29日になるのが本当でしたので、それで差し替えをさせていただきたいと思います。原因としましては公社からのデータの誤りも一因になりますけど、チェックが足りなかったこともあり、本当に申し訳ございません。今後は気をつけさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案書の8ページから12ページをご覧ください。筆番号1番から62番まですべて賃借権の設定に関する案件です。申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。お手元の調査書1ページから18ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地中間管理事業法第18条第5項各号に該当し、判断要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集13ページ、議案第4号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（所有権）について筆番号1番から6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書13ページをご覧ください。筆番号1から6番につきましては、所有権移転に関する案件です。対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりです。調査書に記載しておりますとおり、受け手については各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集14ページ、議案第5号農地利用最適化推進委員の決定について議題とします。それでは事務局に概要を説

明させます。

振興係長

はい。議案第5号について説明をいたします。本日お配りしております議案第5号資料、唐津市農地利用最適化推進委員候補者一覧表と一緒に併せてご覧ください。

任期満了を迎えます農地利用最適化推進委員の改選につきましては、担当区域を34に分け、各区域の定数を1名として、令和7年11月17日まで募集を行いました。募集の結果、すべての区域で定数と同数の1名ずつの推薦または応募による申し込みがございました。概要については別紙一覧表15ページ、16ページのとおりでございます。

今回皆様にお諮りする理由は、農業委員会等に関する法律第17条によりまして、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとなっておりますので、今回の候補者が推進委員としてふさわしいかどうか決定をしていただくためでございます。次の推進委員がなるべく早く活動に取り組めるように、改選前の今の農業委員会で候補者の決定を行いまして、改選後の次の農業委員会へ候補者の申し込みを行います。次の農業委員会の最初の総会を令和8年4月13日に召集予定でございますので、そこで正式に推進委員として委嘱を行う予定となっております。具体的な選考基準としましては、先ほどの農業委員会等に関する法律における農地利用の最適化の推進に熱意と識見が認められるかどうか第一となります。

また唐津市農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程においては、唐津市に住所を有する者で、唐津市職員ではない者となっております。住所につきましては、職務を適切に執行できると認められる場合はこの限りではない、市外在住者も可となっておりますが、今回は市外在住および市職員の候補者はともにおりません。よって問題はございません。そのほか法律等で次に該当する者は推進委員になることができません。1点目、破産手続き開始の決定を受けて、復権を得ない者、2点目、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者、3点目、唐津市暴力団排除条例に規定する暴力団等、この3点につきましては、事務局で警察および唐津市関係機関に照会をしました結果、34人全員問題はございませんでした。

説明は以上となります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

以上をもちまして議案第1号4件、議案第2号20件、議案第3号1件、議案第4号1件、議案第5号1件、計5議案27件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間にわたりましたの慎重なるご審議をいただきましてありがとうございました。